

第二十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議録第十号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事野澤 清人君

理事藤本 捨助君 理事岡 良一君

理事植村 武一君 加藤鐵五郎君

理事龜山 孝一君 熊谷 憲一君

理事小島 徹三君 田中 正巳君

理事阿部 一民君 中山 マサ君

理事瀧井 義高君 岡本 隆一君

理事三宅 正一君 長谷川 保君

理事中原 健次君 山口シヅエ君

出席國務大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員 労働政務次官 武藤 常介君

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

二月二十日 委員八田貞義君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十一日 委員井堀繁雄君辞任につき、その補

欠として辻原弘市君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十日 療術既得権存続に関する請願(野原

覺君紹介)(第七〇五号)

同(井岡大治君紹介)(第七〇六号)

同(大矢省三君紹介)(第七四二号)

同(高橋等君紹介)(第七九〇号)

同(内田常雄君紹介)(第七九一号)

国立療養所の代添墜止反対に関する

請願(西村力弥君紹介)(第七〇七号)

同(石田有全君紹介)(第七〇八号)

同(川俣清音君紹介)(第七四三三号)

同(西村榮一君紹介)(第七九四号)

教護院の国営化に関する請願(小牧

次生君紹介)(第七〇九号)

同(柳田秀一君紹介)(第七六一号)

同(池田清志君紹介)(第七九二号)

健康保険法の改正反対に関する請願

(岡本隆一君紹介)(第七一〇号)

同(池田福治君紹介)(第七二二一

号) 同(森本靖君外一名紹介)(第七二二

号) 同(中崎敏君紹介)(第七一三三号)

同(中崎敏君紹介)(第七六四号)

同(西村榮一君紹介)(第七九三三号)

豪北地域の遺骨収集に関する請願

(田原春次君紹介)(第七一四号)

美保航空基地駐留軍労働者の失業対

策確立に関する請願(足鹿覺君紹介)

(第七一五号)

生死不明旧軍人の処理促進に関する

請願(田子一民君紹介)(第七一六号)

衛生検査技師の身分法制定に関する

請願(岡良一君紹介)(第七四四号)

理容師美容師法の一部改正反対に關

する請願(志賀健次郎君紹介)(第七

四五号)

美容師法制定反対に関する請願(大

矢省三君紹介)(第七四六号)

同(田中久雄君紹介)(第七八九号)

健康保険法による被保険者負担反対

に関する請願(長谷川保君紹介)(第
七六五号)
国立ハンセン氏病療養所患者慰安金
増額に関する請願(福田篤泰君紹介)
(第七八八号)
県立療養所金峰園の施設拡充に關す
る請願(加藤精三君紹介)(第七九五
号)
の審査を本委員会に代託された。

本日の会議に付した案件

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出第四八号)

○佐々木委員長 これより会議を開き
ます。

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案を議題とし、審査に入ります。ま
ず趣旨の説明を聴取することといたし
ます。倉石労働大臣。

労働保険審査官及び労働保険審査
会法案

労働保険審査官及び労働保険審
査会法案

目次

第一章 労働保険審査官

第一節 設置(第一条―第六条)

第二節 審査等の手続(第七条
―第二十四条)

第二章 労働保険審査会

第一節 設置及び組織(第二十
五条―第三十七条)

第二節 再審査の手続(第三十
八条―第五十一条)

第三章 罰則(第五十二条―第五

附則 十四条)

第一章 労働保険審査官

第一節 設置

(労働保険審査官)

第一条 労働保険審査官(以下審査
官)というは、労働者災害補償
保険審査官及び失業保険審査官と
する。

(設置)

第二条 労働者災害補償保険審査官
は、労働者災害補償保険法(昭和
二十二年法律第五十号)第三十五
条第一項及び肺及び外傷性せ
き腫障害に関する特別保護法(昭
和三十年法律第九十一号)第三十
二条第一項の規定による審査の事
務をつかさどらせるため、各都道
府県労働基準局に置く。

2 失業保険審査官は、失業保険法
(昭和二十二年法律第四十六号)
第四十条第一項の規定による審査
の事務をつかさどらせるため、各
都道府県に置く。
(任命)

第三条 労働者災害補償保険審査官
は労働者の職員のうちから、失業
保険審査官は地方自治法(昭和二
十二年法律第六十七号)附則第八
条に規定する職員のうちから、勞
働大臣が任命する。

(職権の行使)

第四条 審査官は、公正かつ迅速に
その事務を処理しなければならない。

(関係労働者及び関係事業主を代
表する者の指名)

第五条 労働大臣は、都道府県労働
基準局及び都道府県ごとに、関係
労働者を代表する者及び関係事業
主を代表する者各二人を、関係団
体の推薦により指名するものと
する。

(審査及び仲裁の事務)

第六条 労働者災害補償保険審査官
は、第二条に規定する審査の事務
のほか、労働基準法(昭和二十二
年法律第四十九号)第八十六条第
一項の規定による審査及び仲裁の
事務をつかさどる。

第二節 審査等の手続

(管轄審査官)

第七条 労働者災害補償保険法第三
十五条第一項又は肺及び外傷
性せき腫障害に関する特別保護法
第三十二条第一項の規定による審
査の請求は、原処分をした行政庁
の所在地を管轄する都道府県労働
基準局に置かれた労働者災害補償
保険審査官に対してするものと
する。

2 失業保険法第四十条第一項の規
定による審査の請求は、原処分を
した行政庁の所在地を管轄する都
道府県に置かれた失業保険審査官
に対してするものとする。

(請求の期間)

第八条 審査の請求は、請求人が原
処分のあつたことを知つた日から
六十日以内になければならぬ

い。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(請求の方式)

第九條 審査の請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭で行うことができる。

(却下)

第十條 審査の請求が不法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第十一條 審査の請求が不法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

第十二條 審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

(移送)

第十三條 審査の請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

第十四條 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。

(関係者に対する通知等)

第十五條 審査官は、審査の請求を受理したときは、原処分をした行政

府、審査の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働基準局又は都道府県につき第五條の規定により指名された者に通知しなければならない。

第十六條 前項の通知を受けた者は、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

(原処分の執行の停止等)

第十七條 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償ふことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

第十八條 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

第十九條 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行ふ。

第二十條 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第二十一條 審査官は、審理を行うために必要な限度において、請求人若しくは第十三條第一項の規定により通知を受けた者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者か

ら意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十五條第一項又はけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法第三十二條第一項の規定による審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

第二十二條 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

第二十三條 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、關係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第二十四條 請求人又は第十三條第一項の規定により通知を受けた利害關係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に對して答弁せず、報告せず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

第二十五條 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償)

第二十六條 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十七條 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手續を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第二十八條 審査官は、審理を終えたときは、審査の請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査の請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

第二十九條 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

第三十條 審査官は、請求人及び第十三條第一項の規定により通知を受けた者に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第三十一條 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第三十二條 決定は、第十三條第一項の規定により通知を受けた利害關係者を拘束する。

(決定の変更等)

第三十三條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第九十三條ノ二第一項(判決の変更)及び第九十四條第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と、「裁判所」とあるのは「審査官」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書ノ謄本ガ請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

第三十四條 この章に定めるもののほか、審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第三十五條 第十三條の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六條の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

第三十六條 前項に定めるものは、第六條の審査及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 労働保險審査会

第一節 設置及び組織

第三十七條 労働者災害補償保険法第三十五條第一項、失業保險法第四十條第一項及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法第三十二條第一項の規定による再審査の事務をつかさどらせるた

(設置)

第三十八條 労働者災害補償保険法第三十五條第一項、失業保險法第四十條第一項及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法第三十二條第一項の規定による再

審査の事務をつかさどらせるた

め、労働大臣の所轄の下に、労働
保険審査会(以下「審査会」とい
う)を置く。

第二十六条 審査会は、委員三人を
もつて組織する。

(委員の任命)

第二十七条 委員は、人格が高潔で
あつて、労働問題に関する識見を
有し、かつ、法律又は労働保険に
関する学識経験を有する者のうち
から、両議院の同意を得て、内閣
総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員
を生じた場合において、国会の閉
会又は衆議院の解散のために、両
議院の同意を得ることができない
ときは、内閣総理大臣は、前項の
規定にかかわらず、人格が高潔で
あつて、労働問題に関する識見を
有し、かつ、法律又は労働保険に
関する学識経験を有する者のうち
から、委員を任命することができ
る。

3 前項の場合においては、任命後
最初の国会で、両議院の事後の承
認を求めなければならない。この
場合において、両議院の事後の承
認を受けることができないときは
は、内閣総理大臣は、その委員を
罷免しなければならない。

(任期)

第二十八条 委員の任期は、三年と
する。ただし、補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることので
きる。

3 委員の任期が満了したときは、
当該委員は、後任者が任命される

まで引き続きその職務を行うもの
とする。

(職権の行使)

第二十九条 委員は、独立してその
職権を行う。

(身分保障)

第三十条 委員は、次の各号の一に
該当する場合を除いては、在任
中、その意に反して罷免されるこ
とがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の
宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた
とき。

三 審査会により、心身の故障の
ため職務の執行ができないと認
められたとき、又は職務上の義
務違反その他委員たるに適し
ない非行があると認められた
とき。

(罷免)

第三十一条 内閣総理大臣は、委員
が前条各号の一に該当するときは
は、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二条 審査会に会長を置く。
会長は、委員の互選により定
める。

2 会長は、会務を総理し、審査会
を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に
故障があるときにその職務を代理
する委員を定めておかなければな
らない。

(会議)

第三十三条 審査会は、会長及び一
人以上の委員の出席がなければ、
会議を開き、議決をすることがで
きない。

2 審査会の議事は、出席委員の過
半数で決し、可否同数のときは、
会長の決するところによる。

(給与)

第三十四条 委員の給与は、別に法
律で定める。

(特定行為の禁止)

第三十五条 委員は、在任中、次の
各号の一に該当する行為をしては
ならない。

一 国会若しくは地方公共団体の
議会の議員その他公選による公
職の候補者となり、又は積極的
に政治活動をする事。

二 内閣総理大臣の許可のある場
合を除くほか、報酬のある他の
職務に従事し、又は営利事業を
営み、その他金銭上の利益を目
的とする業務を行うこと。

(関係労働者及び関係事業主を代
表する者の指名)

第三十六条 労働大臣は、労働者災
害補償保険制度、けい肺及び外傷
性せき腫瘍害に関する特別保護制
度及び失業保険制度ごとに、関係
労働者を代表する者及び関係事業
主を代表する者各二人を、関係団
体の推薦により指名するものと
する。

(庶務)

第三十七条 審査会の庶務は、労働
大臣官房で処理する。

第二節 再審査の手続

(請求の期間等)

第三十八条 再審査の請求は、第十
九条第二項の決定書の謄本が送付
された日から六十日以内になけれ
ばならない。

2 第八条ただし書の規定は、前項
の期間について準用する。

3 再審査の請求においては、原処
分をした行政庁を相手方とする。

(請求の方式)

第三十九条 再審査の請求は、政令
で定めるところにより、文書でし
なければならぬ。

(関係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査の請求
を受理したときは、原処分をした
行政庁、再審査の結果について利
害関係のある行政庁その他の第三
者(以下この章において「利害関
係者」という)及び第三十六条の
規定により指名された者に通知し
なければならない。

(参加)

第四十一条 審査会は、必要がある
と認めるときは、申立により又は
職権で、利害関係者を当事者とし
て再審査の手続に参加させること
ができる。

2 審査会は、前項の規定により利
害関係者を再審査の手続に参加さ
せるときは、あらかじめ、当事者
及び当該利害関係者の意見を聞か
なければならない。

(審理期日及び場所)

第四十二条 審査会は、審理の期日
及び場所を定め、当事者及び第三
十六条の規定により指名された者
に通知しなければならない。

(審理の公開)

第四十三条 審理は、公開しなけれ
ばならない。ただし、当事者の申
立があつたときは、公開しないこ
とができる。

(審理の指揮)

第四十四条 審理の指揮は、会長が
行う。

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者及びその代理人
は、審理期日に出席して意見を述
べることができる。

2 第三十六条の規定により指名さ
れた者は、審理期日に出席して意
見を述べ、又は意見書を提出する
ことができる。

(審理のための処分等)

第四十六条 審査会は、審理を行う
ため必要な限度において、当事者
若しくは第三十六条の規定により
指名された者の申立により又は職
権で、次の各号に掲げる処分をす
ることができる。

一 当事者又は参考人の出席を求
めて審問し、又はこれらの者か
ら意見若しくは報告を徴する
こと。

二 文書その他の物件の所有者、
所持者若しくは保管者に対して
当該物件の提出を命じ、又は提
出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その
他の場所に立ち入つて、事業
主、従業者その他の関係者に質
問し、又は帳簿、書類その他の
物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校そ
の他の団体に嘱託すること。

六 労働者災害補償保険法第三十
五条第一項又はけい肺及び外傷
性せき腫瘍害に関する特別保護
法第三十二条第一項の規定によ
る再審査の請求の場合において
は、当該労働者に対して審査会

髓障害に関する特別保護法による給付も労災保険とあわせて運用されているのであります。

しかししてこれらの保険制度における保険給付等の決定に異議ある場合の審査機構としましては、労災保険と失業保険とにおきましてそれぞれ別個の審査機関が設けられていたのであります。すなわち労災保険におきましては、第一審である保険審査官及び第二審である労働者災害補償保険審査会とともに都道府県労働基準局ごとに設置されており、失業保険におきましては第一審として失業保険審査官が、第二審として失業保険審査会が労働省に設置されているのであります。

これら審査会制度の今日までの運用の実情を見ますと、労災保険におきましては、中央の審査機関がないために審査の統一ある運用に欠ける点がありましたが、この際労働者災害補償保険審査会を失業保険審査会と統合いたしましたので、労働省に労働保険審査会を設け、審査の統一ある運用を確保するとともに同審査会を常置の機関として審査の迅速化をはかろうと存するのであります。

他方労働者災害補償保険審査会も失業保険審査会とともに現行制度のもとにおきましては、労使及び公益の委員によるいわゆる三者構成となっているのであります。審査会は、本来、行政官庁の行う事故の業務上外の決定、障害等級の決定及び失業の認定等について審査を行うものであり、準司法的ないし判定的機能を有するものでありますので、裁判制度或は労働委員会における不当労働行為の救済制度におけるがごとく、公益的立場にある学識経

験者のみによって構成される機関が審査し、裁決することが妥当であると存するのであります。

よって、この際労働保険審査会の組織につきましては、社会保険審査会の例にならない、内閣総理大臣が両議員の同意を得て任命する特別職の委員をもって構成することとしたのであります。しかし審理に当りましては労働者の主張を十分聴取するため労使代表の参与を認め、その意見を十分尊重するように別に措置することとした次第であります。

以上のほか、従来の審査の実情から見て、審査について管轄、手続等をさらに合理化する必要があるもので、審査手続につきましても改善をはかることとした次第であります。これが今回本法案を提出いたしました理由でございます。これによって審査の統一をはかるとともに、その適正化を期したいと考えておる次第であります。次に法案の内容について概略御説明申し上げます。

まず本法案における審査制度の概要についてであります。第一審である審査官の段階につきましては、現行制度をほぼそのまま取り入れることとし、現行の労働者災害補償保険審査官及び失業保険審査官を総称して労働保険審査官と称することいたしました。

ただ従来の各都道府県労働基準局ごとの労使三者構成の審査会を廃止いたしますので、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき意見を述べることが保障する制度を採用いたしましたのであります。失業保険審査官につきましても審査の慎重を期するために同じく右の制度を設けることとい

たしてあります。なお、労働基準法上の災害補償に関する労使間の争いの審査及び仲裁につきましても、業務上外の決定、障害等級の決定等実質的に労働保険給付についての審査と全く同一内容の事案を取り扱うものであり、かつ、これと一体不可分であり、かつ、労災保険に関する異議の審査についての機構を整備いたしましたのに伴い、この際労働保険の場合と同じく労働者災害補償保険審査官をして取り扱わしめることとしたし、右に申し述べました労使の代表が意見を述べる制度は、この場合にも活用することとした次第でございます。

第二審につきましては、労働省に労働保険審査会が置かれることは前に申し上げたところでありますが、労働保険審査官がした保険給付に関する不服に対する審査の決定にさらに不服のある者が、この労働保険審査会に再審査の請求をすることになるのであります。その組織につきましては、さきに申し上げましたごとく、内閣総理大臣の同意を得て任命する委員三名をもって構成されるのでありますが、各保険ごとに労使の代表者が再審査に当たって、その意見を述べあるいは意見書を提出することができるといたしましたことは前に述べた通りであります。

以上のごとく、審査官の審査、審査会の再審査を経まして、なお不服のある者が裁判所に出訴することができることについては現行制度と同様であることは申し上げるまでもありません。次に法案の定めている審査手続についてであります。審査ないし再審査請求の対象となる事項につきましては、現行制度そのまま採用してあるの

でありまして、労災保険関係については、当該負傷、疾病、死亡等の事故の業務上外の決定、障害補償費を支給するに於いて特にその障害等級の決定、平均賃金額の決定、保険の給付制限事由の有無の決定等々が、失業保険については、被保険者資格の得喪の確認、失業の認定、保険金の給付制限事由の有無の決定等々が現行制度におけると同様に審査事項になることは申し上げるまでもないところであります。審査ないし再審査の請求の受理から始まり、本案の決定、その通知に至るまでの審査の諸手続につきましては、労働者及び事業主の権利救済の万全を期するため、現在政令で定められてある事項を法律に規定するとともにその整備充実をはかることとしたわけでありました。

なお、本法案の作成に当りましては、社会保障制度審議会を初めとして、労働者災害補償保険審査会、中央職業安定審議会、けい肺審議会及び中央労働基準審議会に諮問いたしましたのでありますが、その答申につきましてはこれを尊重し、必要な事項は法律案に取り入れることとしたのであります。

以上提案理由を御説明申し上げたのであります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。
なお本案に対する質疑その他につきましては、後日に譲ることといたします。

介申し上げます。
○武蔵政府委員 私が今回労働政務次官に就任いたしました武蔵常介でございます。もとより浅学非才でありまして、ことに労働行政並びに政務につきましては全くのしろうとでございます。時局柄この任務を全うし得るやいなはだ心もとなひ感をいたしておるものであります。驚馬にむちうちまして一生懸命勉強をいたす考えであります。どうぞ各位におかせられましても御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十七分散会